

社会福祉法人東津山愛育会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人東津山愛育会（以下、「法人」という。）の定款第8条並びに第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員等という。
- （2）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の種類）

第3条 役員に支給する報酬は、別表1の金額の範囲で、評議員会で議決された額とする。

（報酬の支払い方法等）

第4条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 3 支払日は法人の年度最後の役員会とする。

（その他 費用）

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については就業規則の旅費規定を準用するものとする。

（公 表）

第6条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

（附 則）

- （1）この規程は、平成29年4月 1日から適用する。

別表 1 役員等の報酬、費用

報酬

	報 酬
理 事	5,000 円 (税込)
監 事	5,000 円 (税込)
評議員等	5,000 円 (税込)

※1 回の出務に対する額